高知県職員の退職管理に関する条例の概要

1 条例制定の目的

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年 法律第34号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正を考慮 し、同法に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項を定めようとするもの である。

2 主要な内容

- (1) 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、在職していた執行機関の組織等の役職員又は役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって当該職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこと。(第2条)
- (2) 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得るときに限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となったときその他人事委員会規則で定めるときを除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこと。(第3条)
- (3) (2)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、過料に処すること。 (第4条)

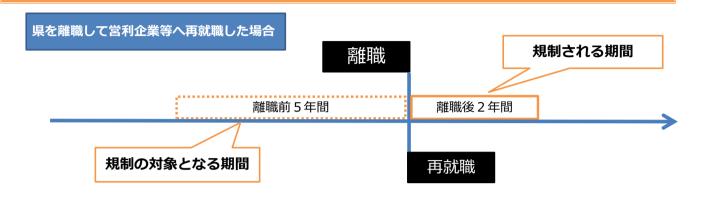
3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第43号 高知県職員の退職管理に関する条例議案

退職管理の適正化① 働きかけの規制

ア 県を離職後に営利企業等へ再就職した場合、<u>離職後2年間</u>は、<u>離職前5年間</u>に自らが関わった職務内容に関して、現職職員へ働きかけをしてはならない。 (地方公務員法第38条の2第1項)



イ 再就職者のうち、国の部長又は課長に相当する職に就いていた者は、当該職に在職中に自らが関わった職務に関して、離職した日の5年前の日より前の職務に属するものについて働きかけをしてはならないことを条例により定めることができる。 (地方公務員法第38条の2第8項、高知県職員の退職管理に関する条例第2条関係)

県を離職して営利企業等へ再就職した場合(在職中 に国の部長又は課長に相当する職にあった者)

離職前5年間

国の部長又は課長に相当する職として在職した期間

離職後2年間

当該職に在職した期間については、5年間に関わらず、全ての期間が規制対象となる。(高知県職員の退職管理に関する条例第2条)

退職管理の適正化② 再就職の届出

管理又は監督の地位にあった者が離職後の一定期間内に営利企業等へ再就職した場合、任命権者へ届出を行うよう 条例により定めることができる。また、届出違反者については、条例で定めるところにより、10万円以下の過料 を科すことができる。(地方公務員法第38条の6第2項及び第65条、高知県職員の退職管理に関する条例第3条及び第4条関係)

